

WITH-ゆづ

vol.
16
JUNE
2019

発行：熊本県信用保証協会

特集 消費税引き上げで必要な対策は？

軽減税率制度の導入前に、備えておきたいこと

CONTENTS

知っ得！
熊本県信用保証協会の
広報バックアップ

職場見学 NO.13
株式会社 徳永
[うなぎの徳永 北部店]



特集 消費税引き上げで必要な対策は？

軽減税率制度の導入前に、備えておきたいこと



元号が平成から令和に変わり、新しい時代が幕を開けた。その時代の大きな変化の一つとして、今年10月には消費税引き上げが予定されている。現行8%から10%に引き上げられるが、引き上げ後の消費者の税負担を軽減する策として、飲食料品などを対象に「軽減税率制度」が実施される。どの商品に軽減税率が適用されるのか、複数の税率に対応した経理や申告など、全ての事業者に関わることで知っておきたいもの。今回の特集は、税理士の藤田傳次(でんじ)氏に軽減税率制度の概要、注意しておきたい点などについて伺った。

軽減税率制度とは？

対象商品について、**まずは知っておきましょう**

消費税率が今年の10月から10%に引き上げられますが、特別措置として一定の商品やサービスについて軽減税率制度が適用され、消費税率8%が維持されます。軽減税率の対象となる品目は、主に生活必需品といわれる飲食料品や、週2回以上発行で定期購読される新聞です。これによつて、10月からは消費税率8%と10%の2種類の税率が混在することになります。飲食料品の中でも、酒類は対象外であったり、対象品目であっても持ち帰り、宅配には軽減税率が適用され、店内で飲食する場合は10%になるなど、同じ商品に対しても税率が異なるという紛らわしいケースがあるので注意が必要です。この軽減税率制度は、対象となる品目を取り扱う事業者だけでなく、全ての事業者に影響があることですので、計画的に備えておく必要があります。



[例] 飲食料品の小売業の場合

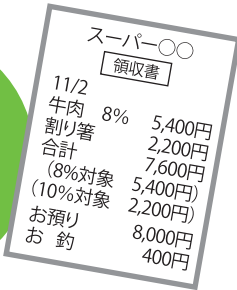
売り上げ、
仕入れ(経費)を
税率ごとに
区分して
帳簿に記帳



必要に応じ、
複数の税率に
対応したレジを
導入・改修



軽減税率対象品目
であることを
記載した請求書や
領収書の発行



※区分記載請求書等と適格請求書等では記載事項が異なります。

軽減税率制度の導入で変わる日々の業務

仕入れ(経費)

- 軽減税率の対象品目の仕入れ(経費)があるかどうかを確認
- 対象品目がある場合は、請求書などに基づいて、仕入れ(経費)を税率ごとに分けて帳簿に記帳
- 取引先からの請求書などに、軽減税率対象品目である旨などの記載があるか確認

売り上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問い合わせに対応
- 対象品目の売り上げがある場合は、請求書や領収書に軽減税率対象品目である旨、税率ごとに合計した対価の額を記載して交付
- 請求書に基づいて、売り上げを税率ごとに分けて帳簿に記帳

申告

- 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき、消費税額を計算

日々の業務に影響は？

**仕入れ、売り上げ、申告など
全ての事業者に関わります**

対象品目の売り上げがない事業者を含めて、全ての事業者は8%、10%を区分して経理を行う必要があります。まずは、仕入れ、売り上げについて軽減税率の対象品目があるかどうかを確認してみましょう。軽減税率制度導入に伴って、混在する2種類の消費税率を把握するために、請求書などの記載事項の追加が求められます。今年10月から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」が適用され、軽減税率の対象品目を取り扱った旨を、記載する必要があります。この段階では特別措置として、10%の品目のみ販売している事業者は現在と同様の書式での対応が可能です。ただし、2023年の10月1日からは「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が実施されますので、それまでに対応できるよう準備が求められます。このインボイス制度については特に重要です。このインボイス制度で説明します。

仕入れや売り上げにおいて対象品目がない場合でも、事業の経費に関わってくるケースも考えられます。例えば、得意先への贈答品に食品を購入した場合や、会議などの茶菓の購入は、軽減税率の対象になります。このように、軽減税率制度の導入によって経理が複雑になり、さまざまなケースが出てくると考えられます。事業者

は、あらかじめどのような対応策が必要になってくるのか、消費税引き上げ前に考えておくことをおすすめします。

どんな対応が求められる？

**納税額の増加が予測されるので
資金繰りに注意**

消費税率引き上げによって、事業者の納税額が増加します。仕入れや経費にかかる税率が引き上げられるので課税事業者だけでなく、免税事業者も資金繰りに対して注意しておきましょう。特に軽減税率の対象品目を取り扱う事業者は、仕入れと販売時の税率が異なるケースも出てくるので注意が必要です。例えば、飲食店の場合は、仕入れる食料品は軽減税率の対象品目ですので8%の消費税を支払います。それを消費者に店内で提供する際は、外食サービスとして10%の消費税を頂くこととなります。消費者から預

軽減税率制度前にチェック

現場や仕入れ担当

- 取り扱う商品の税率を把握
- 店頭販促物(POP)の税率表示、レジ対応
- 現場での教育(軽減税率の対応・接客方法)
- 仕入れの税率の把握
- 取引業者との受発注システムの基準統一

経理担当

- 伝票での税率の確認
- 区分記載請求書等への対応

経営・事業主

- 研修やトレーニングの計画・実施
- 資金繰りについての把握

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等向けの消費税軽減税率対策補助金

A型 複数税率対応レジの導入等支援

軽減税率対象品目を販売している事業者を対象に、複数税率対応レジ、または区分記載請求書等保存方式に対応した請求書などを発行する券売機を導入、または改修する時に利用できる補助金です。

B型 受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムを使用し、軽減税率対象品目を取引している事業者に対し、複数税率に対応できる受発注システムを改修・入替を行う場合に利用できる補助金です。

※指定事業者改修型(B-1型)と自己導入型(B-2型)によって申請方法・受付期間が異なるのでご注意ください。

C型 請求書管理システムの改修等支援

軽減税率対象品目を取引し、それに対応した請求書の発行を円滑に作成するため、請求書管理システムを改修・導入する事業者が対象です。区分記載請求書等保存方式への対応に利用できる補助金です。

■ 申請受付について

2019年9月30日までに導入・改修し、支払いが完了したものが支援対象になります。詳細については、軽減税率対策補助金事務局のホームページでご確認ください。

■ 軽減税率対策補助金について

軽減税率対策補助金事務局

専用ダイヤル 0120-398-111 / 0570-081-222

<http://kzt-hojo.jp>

導入にあたってかかる経費は？ 軽減税率対策の補助金を 利用することができます

軽減税率制度に対応するためには、前

かる税額が多いので、日々の資金繰りには余裕があるように思われますが、納税額は多くなります。一方で、農家など仕入れや経費にかかる品目が10%で、販売する際に飲食料品として8%になる業種の場合は、納税額が少なくなるものの、仕入れ先への支払いが増加するため日々の資金繰りが厳しくなります。このように、取り扱う商品が対象品目でない場合も、仕入れや経費の面で影響を受けるため、あらかじめ自社の資金繰りについて把握しておくことが求められます。

述した通り、8%、10%それぞれの消費税率に対応したレジの導入や、請求書や領収書などに軽減税率対象である旨を記載するシステムの改修が必要となります。軽減税率制度に対応したシステムへの改修や入替により、消費税引き上げ後の対応がスムーズになります。ですが、導入や改修にあたっては、経費がどうしてもかかってくるものです。そこで、中小企業・小規模事業者が軽減税率制度に伴う複数の税率に対応したレジの導入や、受発注システムの改修などにかかる経費を一部補助する「軽減税率対策補助金」があるので利用しましょう。申請の受付期間や、申請方法などは「軽減税率対策補助金事務局」のホームページに詳細が記載されているので、確認してください。

引き上げ後の対策としては？

2023年10月以降に適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます

消費税引き上げが実施される今年の10月からの4年間は、事業者の準備に配慮した措置として、現行の請求書保存方式を維持しながらも、8%、10%の区分経理に対応した請求書の方式によって税額計算の特例として対応されます。しかし、2023年10月以降からは、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。登録を受けた課税事業者のみ適格請求書または適格簡易請求書(インボイス)を交付することができる制度です。これは、軽減税率の対象品目である旨の記載に加え、8%、10%の税率ごとの消費

税額と事業者の登録番号の記載が必須となります。原則、課税事業者の仕入税額控除にはこの適格請求書が必要となり、適格請求書が発行できない事業者との取引を避けられる可能性があります。4年間の猶予が設けられているとはいえ、早めに対策をしておいた方がよいと思われます。

請求書	
〇〇御中	□月分 20,000円 (本体)
	消費税 1,800円
□月1日	牛肉 2kg※ 5,400円
□月8日	わりばし 4箱 5,500円
合計 20,000円 消費税 1,800円	
(10%対象 10,000円	消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円	消費税 800円)
△△(株)	①登録番号×××-×××
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品	

- ①登録番号
②税率ごとに区分して合計した消費税額等
(消費税額および地方消費税額の合計額)
および適用税率



南九州税理士会
熊本県連合会 会長

藤田 傳次 氏

平成8年に税理士資格を取得し、開業して20年以上。多くの中小企業の経営者に寄り添いながら、企業の現状を分析し、目標の数値化をサポートしている。

軽減税率制度に関する問い合わせ先

- [国税庁] 消費税軽減税率電話相談センター(フリーダイヤル)0120-205-553
[内閣府] 消費税価格転嫁等総合相談センター(専用ダイヤル)0570-200-123
[中小企業庁 相談室] 03-3501-4667

軽減税率制度についての冊子をダウンロードできます

- [国税局]
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01.htm>
- [日本商工会議所]
中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策(2018年10月発行版)
https://www.jcci.or.jp/chusho/201810_shosassi.pdf
- 今すぐ始める軽減税率対策(2019年3月発行版)
小売/卸売向け <https://www.jcci.or.jp/chusho/kouri.pdf>
飲食店向け <https://www.jcci.or.jp/chusho/inshoku.pdf>
- [中小企業庁]
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/170307zeiseikaisei.htm>

知っ得!

広報活動でお悩みの方必見!

保証協会が中小企業の皆さまの 広報をお手伝いします!!

このようなお悩みをお抱えの方...

- 広告宣伝に費用をかける余裕が無い
- より多くの人にタイムリーな情報を発信したい



当協会の facebook を活用しませんか?

掲載例

- 店舗や商品・サービスの情報
- 各種イベントのご案内



どのようなメリットがあるの?

- **無料**でご利用いただけます
- より多くの人へ**タイムリー**な情報発信が可能です
- **原稿は不要**です



お問い合わせ先

熊本県信用保証協会 (総務部企画課 担当: 松下、浦田)
TEL:096-375-2000



facebookの
ページはこちら



お気軽に
ご相談ください!



全ての経験に、無駄なものはない。
100周年に向けて、新たな展開も。

株式会社 徳永 [うなぎの徳永 北部店]

飲食店

職場見学

どんなお仕事
されていますか？

NO.13



代表取締役社長 長谷川 健氏



代表取締役社長 長谷川 健氏と相談役 徳永 國昭氏

大正時代からの歴史を受け継ぐうなぎの名店

秘伝のタレで香ばしく焼き上げたうなぎを、炊きたてのふんわりとしたごはんとともにいただく。栄養価が高く「ビフテキよりも、うなぎ」と昔から親しまれてきた存在であるうなぎ。なんとも贅沢で、至極のひとときを提供しているうなぎの徳永北部店。そのルーツは1922（大正11）年にさかのぼる。創業者の兄が嘉島町の中の瀬で料亭を営んでいたことがきっかけで、富合町にて飲食店をオープン（現在の富合店）。創業者の三男にあたる徳永國昭

氏(前会長)は、「小さい頃、川で捕れたうなぎを朝4時に捌いて、素焼きにしたものを市場で売っていた記憶があります」と語る。北部店が富合店の支店として開店したのは、1981(昭和56)年のこと。プロの音楽家として東京で活動していた國昭氏が、30代で熊本に戻ってきたタイミンで北部店を任せられることになった。「明治生まれの父は、自分では運が良かった」と言っていたが、戦後まもなくしてこれからは車の時代だ」と店の前を駐車場にするなど、先見の明があった人でした。その父から北部店を任せられることになり、それから30年間、懸命にうなぎを捌いてきました」と語る國昭氏は、経営の一線か



ら退いた今でも、毎日焼き場に立つ。

時代に合わせた店舗の変革で売上回復

富合店の支店としてスタートしたうなぎの徳永北部店は、1991(平成3)年に、有限会社徳永商事として独立する。生きたうなぎを仕入れて、店で捌いて焼き上げる。その提供方法はずっと変わらないが、平成の30年間でいくつもの危機に直面し、さまざまな変革によつて乗り越えてきた。その時代の流れを見てきたのが、現社長である長谷川健氏だ。國昭氏の甥にあたる長谷川氏は、16歳の頃からバイトで北部店に従事していたという。「高



校生の頃から、バンド活動とバイト漬けの日々でした。卒業後は店内を任せられるようになりましたが、外食のあり方も時代とともにどんどん変化していく中、昭和56年に建てた店舗は当時のまま。売上が落ち込むことを目の当たりにしました」と語る。その頃、経営に新しい風をもたらしたのが、ア

メリカ留学の経験を持つ前社長の徳永英昭氏だった。昔ながらの大部屋を、家族や小宴会に使えるような仕切りのある座敷に改装。うなぎの焼き場を客に見せるスタイルに変え、スタッフの制服も一新。

BGM、インテリアの小物にいたるまで、少しずつ手を加え、雰囲気を大事にした店づくりに注力。また、ファミリー向

けにメニューの幅を広げ、うなぎが苦手な人にも楽しんでもらえる工夫をした。その結果、これまでの客層に加え、若い人の来店者が増え、売上が回復したという。

歴史を守りつつ新しい展開に力を入れる

現社長の長谷川氏が経営を引き継いだのは、2017(平成29)年のこと。「うなぎの業界は、いい時と悪い時の差が激しい」と長谷川氏の言葉にあるように、近年では乱獲問題や稚魚の不漁などにより、うなぎの原価が高騰した。完全養殖が確立されておらず、不安定な要素を持つているうなぎ業界。大正時代から受け継ぐ歴史を守りながら、次の一手とな

る展開を考えているという。その一つが、今年5月にアメリカ、ロサンゼルスにオープンするパン屋だ。「私たちの商売の基本はうなぎですが、うなぎに頼らずに展開できる道を模索しています。今回の海外店は、熊本市内のパン屋さんの協力のもとで実現できました。今後も、外部の力を借りながら新たな展開を考えていきたいと思

います」とのこと。海外展開のほかにも、創業100周年に向けて、熊本で日本料理と茶房が一体となった新しい「流」の店舗計画も進行中。「全ての経験に、無駄なものはないという考えで動いています。新たな展開については、一つ一つ丁寧に行い、結果を出していきたいと思

います」と、長谷川氏は最後に締めくくった。

企業情報

株式会社 徳永
[うなぎの徳永 北部店]

代表:代表取締役社長 長谷川 健

創業:1922(大正11)年創業、
1981(昭和56)年開店

〒861-5521
熊本市北区鹿子木町187

tel.096-245-0978
fax.096-245-1190

<http://www.unatoku.com>





もっこすカラアゲHACHI.
魚住 静男さん 美幸さん（平成30年3月創業）

長く愛される店づくりのために、小さなワクワク感を

前職の飲食業界ではラーメン部門の新規店立ち上げを担当していましたが、体力的にハードな仕事で、自分の範疇でやれる商売はないかと模索していた時に、この物件に出会いました。建物は古かったのですが、場所がとても良く、自分でできる限り手直して、平成30年3月にオープンしました。食べるのが好きで、いろんなお店を食べ歩いた経験から、大分のからあげ人気店にインスパイアされ、お持ち帰りのからあげを主体としたお店に。ジューシーな九州産の鶏を使い、揚げる時間、温度を試行錯誤しながら、その時にいちばんおいしい状態で提供しています。また、揚げたてを食べられるよう、イートインスペースを設けています。イートインではちょっとしたワクワクを味わっていただきたく、つけ麺や揚げいも、お得なミニ定食など、季節ごとに変わるメニューを用意しています。飲食店は、長くやっていくことが大事。長く愛される店づくりをするために、展示会などに出かけ、常に新しいメニューのネタ探しをしています。



もっこすカラアゲHACHI.

業種：持ち帰り・配達飲食サービス業

〒860-0047 熊本市西区春日7-19-26

tel.096-240-2251

営業：(夏季) 10:30～20:30 (冬季) 10:00～20:00

定休：水曜

「創業企業INTERVIEW！」に掲載希望の企業様を募集しています。ご希望の方は、当協会の総務部企画課(TEL.096-375-2000)までお問い合わせください。

ご利用
無料!

当協会の経営支援メニューのご案内




当協会では、
3つのメニューをご用意し、
中小企業・小規模事業者の皆さまの
ライフステージに応じて、
経営課題解決のための
サポートを行います。

メニュー 1 窓口相談、巡回相談サービス

メニュー 2 専門家派遣サービス・ファイブ

メニュー 3 経営セミナーの開催や役立つ情報提供

お問い合わせ先

 **熊本県信用保証協会**

www.kumamoto-cgc.or.jp/ 熊本県信用保証協会

[本 所] 〒860-8551 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号
[八代支所] 〒866-0842 八代市若草町10番地6
[天草支所] 〒863-0013 天草市今釜新町3561番地

ご利用
無料!

くまもとシーズクラブのご案内

熊本県信用保証協会では、
創業保証をご利用いただいたお客様の経営の
安定と発展を目的とする「くまもとシーズクラブ」を
平成28年11月に設立しました。ぜひ、ご入会ください。

入会できる方

当協会の創業保証をご利用いただいている方

※創業保証から5年を経過した方、事業を廃業された方は退会となります

会員のメリット

1. 交流会を開催し、皆さまのお悩み事について、
解決策等の意見・情報交換や人脈形成ができる場を提供します
2. 事業の継続と発展に有益な各種セミナーを開催します

会 費

会費は無料です(ただし、交流会の飲食費などをご負担いただく場合があります)

入会の方法

所定の入会申込書を当協会に送付いただくほか、
電話でのお問い合わせも可能です

【お問い合わせ先】

保証部 創業支援課(担当:笹岡、黒山) TEL:096-375-2000



 熊本県信用保証協会

当協会のFacebookで経営に
役立つ情報等を発信しており
ます。ぜひご覧ください。



TEL:096-375-2000 FAX:096-375-2001
TEL:0965-33-2579 FAX:0965-33-8749
TEL:0969-23-2015 FAX:0969-23-1175